

社会福祉法人足久保福祉会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人足久保福祉会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事長・理事及び監事・第三者苦情受付委員をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会、第三者苦情委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅費は実費を支給する。

業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

旅費は実情を考慮し、増額することができる。

旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。(施設長)

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付則

- 1 この規程は平成18年8月1日から施行する。
- 2 この規程は平成26年5月26日より施行する。
- 3 この規程は平成28年5月20日より施行する。
- 4 この規程は令和元年6月18日より施行する。

報 酬 額 表

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会・第三者苦情受け委員会 出席報酬等	5, 0 0 0 円	

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長 業務報酬 1 回につき	5, 0 0 0 円	
監事監査指導報酬等	5, 0 0 0 円	

別表 3

旅 費	宿 泊 費	報酬 1 日	そ の 他
実費	実費	5, 0 0 0 円	実費

社会福祉法人足久保福祉会

評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人足久保福祉会の評議員の報酬等について定めるものである。

(評議委員会の出席)

第2条 評議員が評議委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が評議委員会出席以外で、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 評議員が、業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅費は実費を支給する。

業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

旅費は実情を考慮し、増額することができる。

旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第5条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付則

- 1 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 2 令和元年6月18日最終改訂

報 酬 額 表

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
評議委員会 出席報酬等	5, 0 0 0 円	

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員 業務報酬 1 回に 付き	5, 0 0 0 円	

別表 3

旅 費	宿 泊 費	報 酬 1 日	そ の 他
実費	実費	5, 0 0 0 円	実費